

冷蔵倉庫事業者の賠償責任保険のご案内

- (●冷蔵倉庫業者賠償責任保険)
- (●冷蔵倉庫等施設所有管理者賠償責任保険)

この機会にぜひ一度
ご検討ください。



お申込締切日: 令和3年11月5日(金)
(締切日以降の中途加入も随時受付けております。)

保険期間: 令和3年12月1日午後4時から
令和4年12月1日午後4時まで

加入対象者: 一般社団法人日本冷蔵倉庫協会の事業所会員
(各都道府県協会の会員)
日本冷凍事業協会の賛助会員



契約者: 一般社団法人 **日本冷蔵倉庫協会** **日本冷凍事業協会**

取扱幹事代理店: ヒューリック保険サービス株式会社
〒111-0054 東京都台東区鳥越1-8-2 ヒューリック鳥越ビル
保険営業第三部 TEL 03-3864-5427 営業支援室 TEL 03-3864-5442
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社: (幹事)損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-3820(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
船舶営業部営業開発室 船舶営業部第五課
TEL 03-5223-3222 TEL 03-3259-3395

指定代理店制度について

本保険制度では引受保険会社から指定代理店が選定され、募集を行います。
お問い合わせにつきましては、指定代理店またはヒューリック保険サービス(株)
もしくは損保ジャパンまでご連絡ください。

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帶することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行っております。なお、引受割合につきましては、取扱幹事代理店までお問い合わせください。

冷蔵倉庫業者賠償責任保険(受託者賠償責任保険)

概要

営業用冷蔵倉庫に保管する受託貨物について、偶然な事故により損害が生じ、受託物について正当な権利を有するものに対し、法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

※自家貨物の損害については、本保険制度の対象とはなりません。自家貨物の損害への備えには「自家貨物動産総合保険」にご加入ください。

加入対象者 (一社)日本冷蔵倉庫協会の事業所会員(各都道府県冷蔵倉庫協会の会員)
※日本冷凍事業協会のみの賛助会員の場合は、ご加入いただけません。

補償の対象になる方(被保険者)

①加入者

②加入者の役職員

※②は加入者の業務に関するかぎりにおいて、
補償の対象(被保険者)となります。

特長

取扱いの過誤、誤出庫による損害
なども幅広くカバー!

独自の割安な保険料体系!

過去3年間無事故の場合は10%割引を適用!
(継続契約の場合)

火災による冷凍装置の破壊・変調を原因とする
温度変化ために生じた受託貨物損壊をカバー



保険金をお支払いする主な場合

※法律上の賠償責任がないにもかかわらず被害者に支払われた賠償金、見舞金はお支払いの対象とはなりません。

(1) 構内で管理中の事故

冷蔵倉庫業者が構内で管理する受託貨物について、受託貨物の取扱いの過誤、冷凍機械の故障、火事・盗難などの偶然な事由により受託物が滅失、き損、汚損、変質、腐敗、品質が低下し、寄託者に対し、法律上の賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

受託貨物の取扱いの過誤

- ・温度調節の誤りにより、発芽もしくは腐敗した。
- ・保管室を間違えたため、品質が低下した。
- ・積み方が不適切であったため、冷気が行きわたらず腐敗した。
- ・庫入れ・庫出しの際、落として破損した。

冷凍・冷蔵機械・設備装置等の故障など

- ・冷凍機のモーターが故障したため温度が上昇し、品質が低下した。
- ・配管に亀裂が生じ、アンモニアガスが漏出し、貨物を損傷した。
- ・配水管から排水が漏えいし、受託貨物に濡れ損が生じた。

火災・盗難などの偶然な事故

- ・火災が発生し、受託貨物が焼失した。
- ・火災が発生し、消火の際に、受託貨物が水に濡れ、損害が生じた。
- ・受託貨物が盗難にあった。
- ・室内の配管に結氷した氷が落下し、濡れ損が生じた。

保険金をお支払いする主な場合（続き）

（2）受託貨物の誤出庫

受託貨物を第三者に誤って出庫し、回収不能、回収時の損傷などにより、法律上の賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

※書類により、誤出庫の事実・日時・数量・誤出庫先等が確認できる場合にかぎります。

※誤入庫や入庫時に冷蔵倉庫業者またはその指定する検数業者が行った検査に起因する事故は対象となりません。

（3）名義変更手続き上の過失

寄託者との間で書類により行われる名義変更手続き上の過失により、正当な権利者以外の者に出庫し、回収不能、回収時の損傷などにより法律上の賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

※寄託者名義変更事務処理要領(昭和52年5月日冷倉協制定)による事務処理を行っている場合にかぎります。

ただし、電話または口頭による名義変更手続きは対象となりません。



最近の保険金お支払例

〔毎年、多くの会員の皆さまにお役に立てていただいております。〕

事故概要	支払保険金
冷凍倉庫の魚類に、同じ場所に保管していた受託物のにおいが付着し、商品価値が低下した。	3,770万円
庫内の温度が上がり、野菜が腐敗した。	1,749万円
温度管理誤りにより、果物が腐敗した。	1,033万円
誤出庫により、賞味期限切れの在庫が発生したため、賠償請求を受けた。	1,020万円
冷蔵倉庫の設備が故障てしまい、受託物が腐敗した。	571万円

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。（本制度における保険金支払事例）

【容積建保管契約の場合】

容積建保管契約(冷蔵室の全部または一部を貸し出す契約)の場合、貨物の取扱いについての責任は寄託者にあることから、冷蔵倉庫・機械・設備装置等の所有または管理上の過失により寄託者の財物を損壊させたため、法律上の賠償責任を負担した場合などにかぎり保険金をお支払いします。



保険金のお支払対象とならない主な場合

以下の受託貨物の損害あるいは賠償責任については、保険金支払いの対象となりません。

- 1 被保険者の故意、被保険者または使用人が行い、または加担した盗取等に起因する賠償責任
- 2 受託貨物の自然の消耗、目減り、原因不明の数量不足、受託貨物本来の性質、ねずみ食い、虫食いなどに起因する賠償責任(ただし、誤出庫・名義変更手続き上の過失による紛失、冷凍・冷蔵機械・設備装置等の故障、取扱いの過失による変質・腐敗・品質低下に起因する賠償責任はお支払対象となります。)
- 3 冷蔵倉庫業者と寄託者との間に損害賠償に関し特約がある場合において、その特約によって加重された賠償責任
- 4 受託貨物を寄託者に引き渡した日からその日を含めて30日を経過した後に発見された当該受託貨物の損壊に起因する賠償責任
- 5 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- 6 日常の使用または運転に伴う冷蔵倉庫、機械、設備装置等の摩滅、消耗または劣化に起因する賠償責任(ただし、これらの事由により急激かつ偶然の事故が発生したことに起因する賠償責任はお支払対象となります。)
- 7 原因の如何を問わず、冷蔵倉庫・機械・設備装置等の腐食、さびまたは侵食に起因する賠償責任(ただし、これらの事由により急激かつ偶然の事故が発生したことに起因する賠償責任はお支払対象となります。)
- 8 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- 9 コンピューター集積回路およびそれらを内蔵する機器等が日付データを認識できないこと等を原因とする賠償責任
- 10 加工を目的として受託した受託物が加工中に損壊したことに起因する賠償責任
- 11 サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます)

※自家貨物の損害については賠償責任が発生しないことから、本保険の対象とはなりません。
自家貨物の損害への備えには「自家貨物動産総合保険」にご加入ください。

など

保険金のお支払方法

$$\text{保険金} = \boxed{1 \text{ 損害額}} + \boxed{2 \text{ 損害防止費用}} \times \boxed{3 \text{ 縮小てん補割合}} - \boxed{4 \text{ 自己負担額(免責金額)}} + \boxed{5 \text{ (A)争訟費用
(B)協力費用
(C)権利保全費用}}$$

① 損害額

損害賠償金 … 受託品の再調達費等

※損害額の算定は、損害が発生した時およびその場所における保険の対象の時価額で行います。

② 損害防止費用（倉庫棟ごとの保険金額の範囲内でかつ1事故につき500万円限度）

損害発生後の損害の拡大防止・軽減に要した費用のうち必要または有益な費用
※ただし、下記の費用を除きます。

- ・冷蔵倉庫建物、機械、設備装置の補修または改善に要する費用
- ・受託物の避難のため、他の倉庫を借りた場合の保管料（被保険者が直接支払ったか否かを問いません。）

③ 縮小てん補割合

誤出庫による損害 …… 80%、左記以外の損害 …… 100%

④ 自己負担額（免責金額）

誤出庫による損害、名義変更手続き上の過失による損害	1事故につき 20万円
---------------------------	-------------

上記以外の損害	1事故につき 20万円
---------	-------------

⑤ その他お支払いできる保険金として

- A 争訟費用** … 損保ジャパンの事前承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に関する費用を補償します。
- B 協力費用** … 損保ジャパンに求められ、被害者からの損害賠償請求（事故）解決に協力するために支出した費用を補償します。
- C 権利保全費用** … 事故が発生した場合において他人に損害賠償金を求償することができる時に、その権利の保全または行使をするために支出した必要な費用を補償します。

※誤出庫による損害、名義変更手続き上の過失による損害の場合、1事故、1工場につき、保険期間を通じて1,500万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

※1棟の公称冷蔵設備能力容積1m³ (0.4t) につき、2万円が最低付保額となります。保険金額がこの基準を下回っている場合は、損害額に対して、1m³あたりの保険金額の2万円に対する比率を乗じて保険金が減額して支払われますのでご注意ください。

自家貨物がある場合の取扱い

受託貨物と同種の自家貨物を管理している間に事故が発生した場合において、受託貨物自家貨物を明確に判別し得ないときは、被害物全体の時価に対し、右記の比率を乗じて損害賠償金を算出します。

被害物全体の時価 ×	事故発生直前の倉庫における受託貨物の在庫価額
	事故発生直前の倉庫における受託貨物と自家貨物の合計在庫価額

保険料計算方法

※この保険契約は保険期間終了後の確定精算はありません。

保険料
(10円単位)

= A 保険金額
(千円)

× B 適用料率
(小数点第2位)

× 加入月数
/ 12

※1円単位を四捨五入

※12月1日加入の場合は12

A 保険金額（保険期間中の支払限度額）

倉庫1棟ごとに平均在庫価額の実態に応じて設定してください。SF級（-40℃以下）の戸室がある場合は、SF級とその他の戸室を分けて設定してください。

※1棟の公称冷蔵設備能力容積1m³（0.4t）につき、2万円が最低付保額となります。保険金額がこの基準を下回っている場合は、損害額に対して、1m³あたりの保険金額の2万円に対する比率を乗じて保険金が減額して支払われますのでご注意ください。

B 保険料率

倉庫1棟ごとに適用料率を算出してください。

$$\text{適用料率} = \text{1 基本料率} \times [100\% + \text{2 割引・割増率}]$$

※小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位としてください。

（保険金額1,000円あたり、保険期間1年間）

① 基本料率

建物の構造	冷媒級別		アンモニア倉庫以外		アンモニア倉庫	
	C、F級	SF級 (-40℃以下)	C、F級	SF級 (-40℃以下)	C、F級	SF級 (-40℃以下)
耐火造	1.36	1.99	2.23	2.78		
非耐火造	1.98	2.53	2.77	3.33		

耐火造・・・鉄筋コンクリート造、鉄筋・鉄骨コンクリート造、れんが造り、石造、ブロック造、金属造
非耐火造・・・上記以外

※1棟の倉庫建物の中で、「アンモニア倉庫以外」と「アンモニア倉庫」が併設されている場合は、それらの容積比で加重平均し、基本料率を計算してください。その場合、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位としてください。

② 割引・割増率

満期2か月前の始期応当日以前3年間（令和3年12月1日契約の場合、平成30年10月1日から令和3年9月30日）の損害率（支払保険金／保険料）によって、割引・割増を適用します。

損害率	割引・割増率	損害率	割引・割増率
0 %	-10 %	70 %以上 80 %未満	+30 %
1 %以上 30 %未満	-5 %	80 %以上 90 %未満	+50 %
30 %以上 50 %未満	0 %	90 %以上 100 %未満	+70 %
50 %以上 60 %未満	+5 %	100 %以上 150 %未満	+100 %
60 %以上 70 %未満	+10 %	150 %以上	+200 %

・割引・割増は同一工場内の全ての倉庫に適用してください。

・新規ご加入者には割引・割増は適用しません。

・この期間内に一回の事故で損害額が1,000万円超の事故が発生した場合は、個別に割増率を設定させて頂く場合があります。

・継続ご加入者には『令和3年度 割引・割増通知書』にてご案内します。

ご加入時の注意点

加入対象となる冷蔵倉庫

同一工場内のすべての**営業倉庫**が対象となります。

営業倉庫の一部を除いたり、特定の受託貨物のみや自家貨物を対象とすることはできません。

冷蔵倉庫等施設所有管理者賠償責任保険

概要

施設所有管理者賠償責任保険は、貴社工場（倉庫）内外で行う業務遂行または貴社工場が所有、使用もしくは管理する施設の欠陥や管理上の不備により、第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

※施設所有管理者賠償責任保険のみの加入も可能です。ただし、構内専用車（フォークリフト等）賠償オプションのみの加入はできません。

加入対象者

（一社）日本冷蔵倉庫協会の事業所会員（各都道府県冷蔵倉庫協会の会員）
または、日本冷凍事業協会の賛助会員（各都道府県冷凍事業協会の賛助会員）

補償の対象になる方（被保険者）

①加入者 ②加入者の役職員

④加入者の下請負人の役職員

③加入者の下請負人

※②③④は加入者の業務に関するかぎりにおいて、
補償の対象（被保険者）となります。

特長

独自の割安な保険料体系による、
施設賠償リスクの包括カバー！

基本補償にご加入いただければ、
昇降機賠償が自動セットされます！

構内専用車（フォークリフト等）
賠償オプションは構内専用車の台数に関係なく
全ての構内専用車をカバー！

冷蔵設備能力区分に応じた
簡単・効率的な保険加入ができます！



備えは万全ですか？

※構内専用車・昇降機に積載した受託貨物の損壊に起因する賠償責任については本保険の対象とはなりません。受託貨物の損壊に起因する賠償責任への備えには「[冷蔵倉庫業者賠償責任保険](#)」にご加入ください。

※自家貨物の損害（構内専用車・昇降機に積載した自家貨物も含みます。）については賠償責任が発生しないことから、本保険の対象とはなりません。

自家貨物の損害への備えには「[自家貨物動産総合保険](#)」にご加入ください。

保険金をお支払いする主な場合

支払限度額(共通保険金額方式) : 3億円

1回の事故について、基本補償・オプション補償における身体障害・財物損壊それぞれの損害額を合算して3億円が支払限度額となります。



基本補償プラン (施設の所有・使用・管理に起因する賠償リスクをカバーします。)

冷蔵倉庫業者が所有、使用もしくは管理する施設(工場)の欠陥あるいは管理上の不備、または業務遂行上生じた偶然な事故により、第三者の生命もしくは身体を害しまたはその財物を滅失、き損もしくは汚損したことにより、法律上の賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

不法行為責任

- ・倉庫兼事務所内で書類棚の上段の棚板が落下し、お客さまが負傷した。
- ・工場の防火体制の不備により火災が広がり、避難できなかつたためお客さまが負傷した。

工作物責任

- ・事務所内の床が抜けてしまいお客さまが転倒してケガをした。
- ・工場に設置してある看板が落下し、通行人に大ケガをさせてしまった。

使用者責任

- ・従業員が取引先で、取引先の設備を壊してしまった。
- ・従業員が取引先に訪問する途中、通行人と衝突し、ケガをさせてしまった。

昇降機賠償(昇降機に起因する賠償リスクをカバーします。)

施設内で所有、使用または管理する昇降機(エレベーター)に起因して生じた事故により、第三者に対して法律上の賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

- 事故例**
- ・エレベーターの故障により扉が突然閉まり、乗客の手を挟んでケガをさせてしまった。

※昇降機内で、昇降機事故に起因した受託貨物の損壊は、お支払いの対象となりません。



オプション補償【構内専用車賠償】(構内専用車に起因する賠償リスクをカバーします。)

施設内で所有、使用または管理する構内専用車(フォークリフト等)の管理上の不備によって生じた事故により、第三者に対して法律上の賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。



- 事故例**
- ・施設内でフォークリフトを運転中、来客の車に追突した。
 - ・施設内でフォークリフトを運転中、配送業者の運転手にケガをさせてしまった。

※構内専用車に積載した財物(貨物)の損壊に起因する事故は、対象となりません。

※自賠責(自賠共済を含みます。)・自動車保険(共済を含みます。)が付保されている場合は、自賠責・自動車保険からのお支払いが優先され、損害額が自賠責・自動車保険支払限度額を超過した場合にかぎり、その超過額をお支払いします。

※所有、使用または管理する構内専用車の車体番号および自賠責保険の証明書番号その他を記載した台帳(名称のいかんを問いません。)を備えつけてください。

保険金をお支払いできない主な場合

直接であると間接であると問わず、以下の賠償責任については保険金支払いの対象となりません。

【基本補償プラン・構内専用車・昇降機共通】

- (1) 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わるのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- (2) 施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任
- (3) 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- (5) 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- (6) 航空機、昇降機（ただし、オプション補償（2）【昇降機賠償】にご加入の場合は対象となります。）、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (7) 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家用器具から排出、漏えいまたは汎らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- (8) 記名被保険者の使用者等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- (9) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合に、その約定により加重された賠償責任
- (10) 仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任を除きます。）
- (11) 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- (12) サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）

【昇降機のみに適用されるもの】

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による法令違反によって生じた賠償責任
ただし、保険金を支払わるのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- (2) 昇降機の設置、改造、修理等に起因する賠償責任
- (3) 昇降機に積載した受託物の損壊に起因する賠償責任

など

【構内専用車のみに適用されるもの】

- (1) 被保険者による構内専用車の加入者証記載の施設外での使用または管理に起因する賠償責任
- (2) 被保険者による構内専用車の一般道路上での使用または管理に起因する賠償責任
- (3) 構内専用車の積載物の損壊に起因する賠償責任
- (4) ナンバープレートのある構内専用車の使用または管理に起因する賠償責任

など

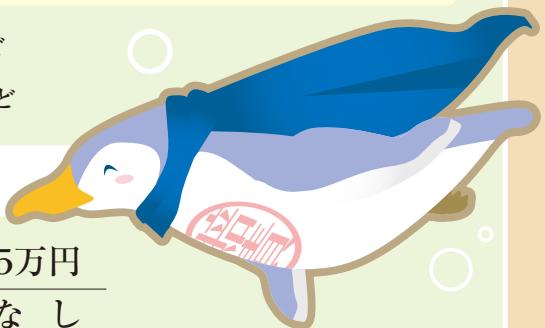
保険金のお支払方法

$$\text{保険金} = [\text{1 損害賠償金} - \text{2 自己負担額(免責金額)}] + \text{3 応急手当・緊急処理などの費用} + \text{4 訴訟費用・弁護士費用}$$

など

① 被害者に支払うべき損害賠償金

身体賠償事故の場合…治療費、休業損失、慰謝料 など
財物賠償事故の場合…修理費(時価額が限度となります。)など



② 自己負担額(免責金額)

基本補償プラン、昇降機(エレベーター)による損害	5万円
構内専用車(フォークリフト等)による損害	なし

③ 緊急措置費用

被害者に対する応急手当、護送、診断、治療費用 など

※事故発生後、賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対し緊急もしくはやむを得ない処置のため、支出した費用を補償します。
ただし事故発生当初より、法律上の賠償責任のないことが判明している場合は、対象外となります。

④ 争訟費用

- 訴訟・訴外での弁護士の着手金、報酬、日当、実費
 - 控訴の際の印紙代、鑑定費用 など
- ※ただし損保ジャパンの事前の承認が必要です。

⑤ その他、お支払いできる保険金として

- 損害防止費用
事故が発生した場合において損害の防止または軽減のために支出した必要な費用を補償します。
- 権利保全行使費用
事故が発生した場合において他人に損害賠償金を求償することができる場合に、その権利の保全または行使をするために支出した必要な費用を補償します。
- 協力費用
損保ジャパンに求められ、被害者からの損害賠償請求(事故)解決に協力するために支出した費用を補償します。

など

1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。なお、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用は、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

保険料計算方法

※この保険契約は保険期間終了後の確定精算はありません。

保険料
A + B
(10円単位)

=

A

基本補償プラン保険料

×

加入月数／12

+

B

オプション補償

×

加入月数／12

※中途加入の場合は、A・Bそれぞれに(加入月数／12)を乗算してください。

A 基本補償プラン保険料 (会員工場ごとの冷蔵設備能力に応じた保険料となっておりますのでご確認ください。)

補償の対象となる方は… 加入者(会員工場)や加入者の役職員に加えて、
下請負人や下請負人の役職員も補償の対象となります

⇒ 請負契約に基づく下請負人による賠償リスクも補償します!

(保険期間 1年)

冷蔵設備能力区分	基本補償保険料		
3,000t以下	10,150円	18,000t超～21,000t以下	62,710円
3,000t超～6,000t以下	18,910円	21,000t超～24,000t以下	71,460円
6,000t超～9,000t以下	27,670円	24,000t超～27,000t以下	80,220円
9,000t超～12,000t以下	36,430円	27,000t超～30,000t以下	88,980円
12,000t超～15,000t以下	45,190円	30,000t超	122,550円
15,000t超～18,000t以下	53,950円		

<保険料算出の際の留意事項>

◆冷蔵設備能力の算出

公称冷蔵収容能力 $1m^3 = 0.4t$ ($2.5m^3 = 1t$) で読み替えてください。

◆冷蔵設備能力の端数処理

日産公称能力 $1T/D$ (製氷・凍結トン) = $86t$ で読み替えてください。(製氷・凍結工場)

冷蔵設備能力 $1t$ 未満の端数は少數第一位を四捨五入してください。

オプション補償をこの機会にぜひご検討ください。

B オプション補償 構内専用車賠償保険料 (保険期間1年)

▶ 補償の対象となる方は、基本補償プランと同一になります。

(保険期間 1年)

冷蔵設備能力区分	構内専用保険料		
3,000t以下	15,700円	18,000t超～21,000t以下	109,890円
3,000t超～6,000t以下	31,400円	21,000t超～24,000t以下	125,580円
6,000t超～9,000t以下	47,100円	24,000t超～27,000t以下	141,280円
9,000t超～12,000t以下	62,790円	27,000t超～30,000t以下	156,980円
12,000t超～15,000t以下	78,490円	30,000t超	172,680円
15,000t超～18,000t以下	94,190円		

割引・割増率について

満期2か月前の始期応当日以前3年間(令和3年12月1日契約の場合、平成30年10月1日から令和3年9月30日)の損害率(支払保険金／保険料)によって、割引・割増を適用します。

損害率	割引・割増率	損害率	割引・割増率
0%	- 10%	70%以上 80%未満	+ 30%
1%以上 30%未満	- 5%	80%以上 90%未満	+ 50%
30%以上 50%未満	0%	90%以上 100%未満	+ 70%
50%以上 60%未満	+ 5%	100%以上 150%未満	+ 100%
60%以上 70%未満	+ 10%	150%以上	+ 200%

【ご加入時の注意点】

同一工場(施設)の一部を除いたり、特定の施設・構内専用車のみを対象とすることはできません。

お申込方法

1. 加入依頼書の提出

工場ごとに加入依頼書を記入・捺印のうえ、指定代理店に送付してください。

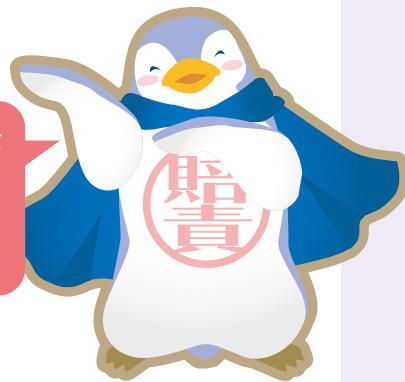
2. 保険料相当額の振込み

保険料相当額は下記口座へお振込みください。

みずほ銀行 銀座中央支店
普通預金口座 1068883

フリガナ イッパンシャダンホウジン ニホンレイゾウソウコキョウカイ ダンタイホケングチ
口座名義 一般社団法人日本冷蔵倉庫協会 団体保険口

保険料相当額を
振込む際の
振込手数料は
ご加入者負担と
なります。



【お申込手続締切日】

令和3年11月5日（金）

締切日までに加入依頼書の到着・保険料相当額の着金が行われるように手続きを行ってください。締切日を過ぎた場合、中途加入となりますので、ご注意ください。

【中途加入】

保険始期日以降でもご加入いただくことができます。

毎月15日までに加入依頼書の到着・保険料相当額の着金が行われた場合、翌月1日午前0時から令和4年12月1日午後4時までの加入となります。



ご注意

- この保険は賠償責任普通保険約款および受託者特約等で構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる建物の構造、冷媒の種類、冷蔵室温度、冷蔵設備能力容積等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができるといいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受け割合に応じて連帶することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきことされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、
告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく
義務(告知義務)があります。

〈告知事項〉

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項
(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

保険料算出の基礎数字
(建物の構造、冷媒の種類、冷蔵室温度、冷蔵設備能力容積等)

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店
または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなく
なった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかない場合、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときは除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。



万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1.以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

〈1〉事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

〈3〉損害賠償の請求の内容

2.他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3.損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4.損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5.損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6.他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7.上記の1.~6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会

②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査

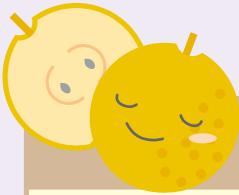
⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することができます。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

・賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

・被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

[窓口:事故サポートセンター]

0120-727-110

受付時間:24時間365日対応



指定代理店

■ 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sonpo-japan.co.jp/>)でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。